⑶　運営費交付金債務残高の明細

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成19年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	477,115,537	○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したもの及び前渡金、前払費用等に計上したもの。 ○当事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 ○運営費交付金債務残高のうち、特別業務費の残高は187,547,369円である。
	計	477,115,537	
平成20年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	1,167,997,473	○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したもの及び前渡金、前払費用等に計上したもの。 ○当事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 ○運営費交付金債務残高のうち、特別業務費の残高は227,374円である。
	計	1,167,997,473	
平成21年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	2,231,145,215	○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したもの及び前渡金、前払費用等に計上したもの。 ○当事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 ○運営費交付金債務残高のうち、特別業務費の残高は1,002,837,957円である。
	計	2,231,145,215	
平成22年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	27,029,436,158	○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したもの及び前渡金、前払費用等に計上したもの。 ○当事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 ○運営費交付金債務残高のうち、特別業務費の残高は6,900,570,007円である。
	計	27,029,436,158	

⑼　役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	174,723	13	4,911	1
職員	(25,922) 13,551,986	(16) 1,663	886,426	55
合計	(25,922) 13,726,709	(16) 1,676	891,337	56

㈱1　役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2　職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

3　支給人員数

⑴　報酬又は給与の支給人員数については、期中の平均支給人員数により記載しております。

⑵　当事業年度において、役員の異動があったことにより、期末日現在の役員数と上表の支給人員数が相違しております。

4　その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。